

糸満市財政計画

令和8年度～令和12年度



令和8年2月

糸満市

目 次

はじめに	1
第1章 財政計画の策定について	
第1節 財政計画策定の意義	2
第2節 財政計画策定の目的	2
第3節 計画の位置付け	2
第4節 計画期間	2
第5節 会計単位	2
第6節 計画の見直し	2
第2章 本市の財政状況について	
第1節 歳入の状況	3
第2節 歳出の状況	4
第3節 収支の状況	5
第4節 基金残高の状況	6
第5節 市債残高の状況	7
第6節 財政指標の状況	8
第3章 中期的財政見通し	
第1節 財政収支の試算	9
第2節 財政指標の試算	12
第4章 行政改革推進と財政健全化に向けた対応	
第1節 計画的な予算編成による収支改善	13
第2節 行政経営推進による財政健全化方策	13
第3節 財政計画の展望	14
第5章 今後の財政運営の健全性確保に向けて	
第1節 将来の財政基盤づくり	15
第2節 計画の実現に向けて	15
参考：財常用語の説明	17

はじめに

糸満市は、昭和56年の糸満市総合計画策定以来、10年ごとに総合計画を策定し、現在の第5次総合計画における基本構想においては、10年間で目指す将来像を「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」としています。

令和3年度を始期とする本総合計画では、基本構想で描かれた目標を具体化するための基本施策を総合的・体系的に示し、基本構想で目指す将来像の実現に向けて取り組んでいるところです。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「我が国経済は今、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。まさに今、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点に立っている。」とされています。しかしながら、潜在成長力は伸び悩み、物価上昇により個人消費は力強さを欠いていることから、生活の安全保障・物価高への対応を第1の柱とした経済対策を実施するため、その裏付けとなる令和7年度補正予算が編成されたところです。「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和8年1月23日閣議決定）によると、その他の2つの柱と合わせて総合経済対策の効果を広く波及させていくことにより、令和7年度の実質GDP成長率は1.1%程度、名目GDP成長率は4.2%程度、消費者物価は2.2%程度の上昇率になると見込まれています。

このような社会経済情勢における本市の財政状況は、令和6年度普通会計（一般会計、人材育成事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、真栄里地区物流団地開発等特別会計及び真栄里土地区画整理事業特別会計）決算において、実質収支7億170万円の黒字となっています。また、財政の硬直性をあらかず経常収支比率は94.1%と前年度比2.0ポイントの上昇がみられ、県内都市平均（92.9%）を1.2ポイント上回っており、県内11市中7番目の数値となっています。

また、財政健全化法に基づき公表が義務付けられている4つの財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）については、国が定める早期健全化基準及び財政再生基準をクリアし健全な状況ではありますが、更なる財政運営の健全化に向けた取り組みの強化が求められています。

今後の財政収支見通しについては、市税収入及び普通交付税の増額が見込まれるものの、物価、賃金、金利の上昇が公共施設の維持管理費や高額小中学校移転改築事業を始めとした建設事業費等に影響を及ぼすことや、国が推進する少子化対策・こども政策の抜本的強化、激甚化・頻発化する災害等への対応、自治体DX推進に係る関連経費などにより、引き続き財政需要の増大が見込まれることから、大変厳しい財政運営となることが見込まれています。

財政計画は、第5次総合計画及び実施計画の実行性の確保と具体化のための指針として、また、予算編成・予算執行にあたっての指針として、行政経営プランと整合性を図りながら健全な財政運営に資することを目的に作成を行っています。この度の計画においては、令和7年度決算見込や令和8年度当初予算内示額などを踏まえ、令和8年度から5年間の収支を推計し、健全な財政運営につなげるものとしています。

第1節 財政計画策定の意義

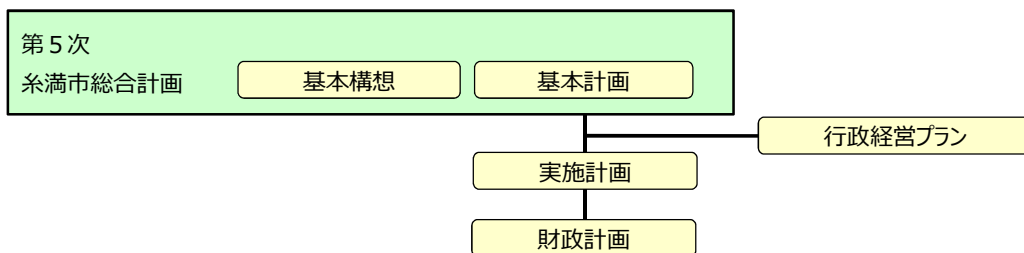
「財政計画」は、これまでの財政状況や課題等を整理し、中期的な財政収支を見通すことにより、第5次糸満市総合計画に掲げる各施策を推進するとともに、財政の健全化を確保し、持続可能な財政運営を行っていくための指針です。

第2節 財政計画策定の目的

- (1) 中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにします。
- (2) 中期的な視点から、健全な財政を維持しつつ第5次総合計画の実効性を確保するための指針とします。
- (3) 行財政運営への理解が高まるよう財政に関する情報を幅広く提供し、限られた経営資源を効率的・効果的かつ最大限に活用するための資料とします。
- (4) 中期的な財政収支を明らかにし、糸満市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての指針とします。

第3節 計画の位置付け

本市の最上位計画である糸満市総合計画の基本構想のもと、その他の計画とも連動しながら持続可能な財政運営に係る計画とします。



第4節 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第5節 会計単位

本計画の対象とする会計は、普通会計（一般会計、人材育成事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、真栄里地区物流団地開発等特別会計及び真栄里土地区画整理事業特別会計）とします。

第6節 計画の見直し

前年度の決算状況や当該年度の予算編成方針の作成等に合わせ、毎年度、見直します。

第2章 本市の財政状況について

財政計画の策定にあたり、平成27年度から令和6年度までの10年間の普通会計における歳入決算額と構造分析を含めた歳出決算額の推移、基金、市債残高、財政指標の推移は、次のとおりとなっています。

第1節 歳入の状況

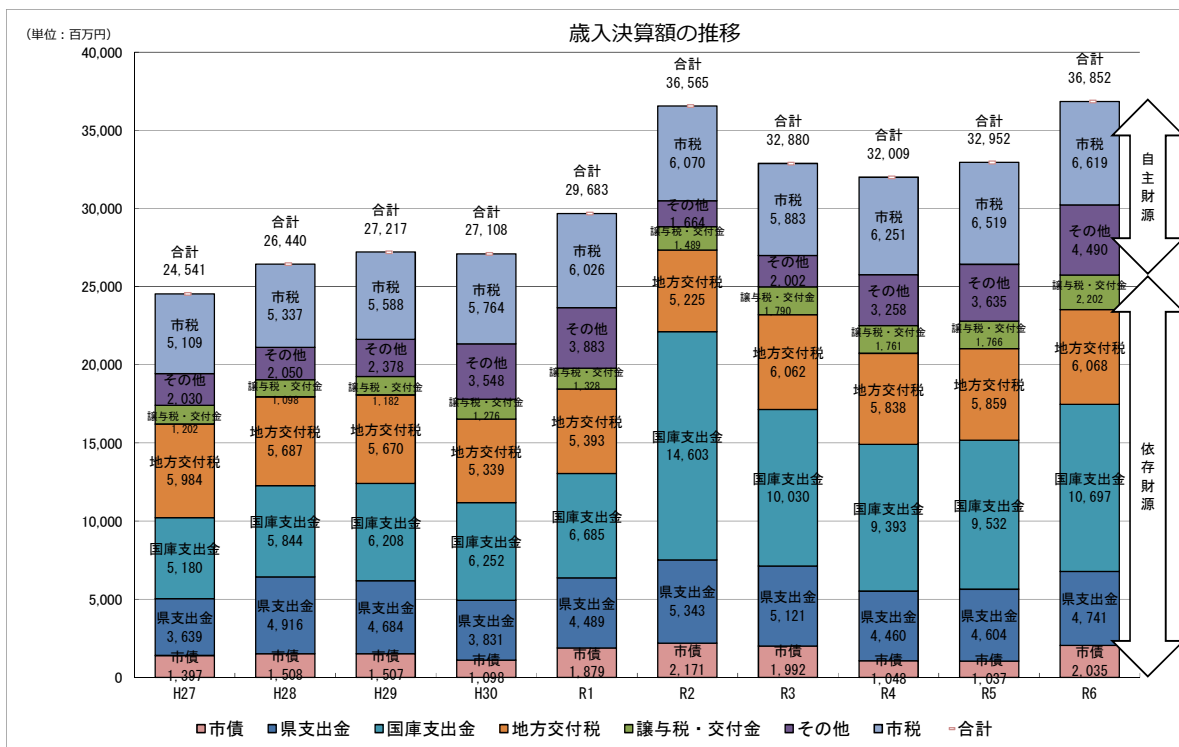
自主財源の根幹をなす市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時は落ち込んだものの、コロナ禍収束に伴う社会経済活動の正常化により、地方税は市民税の1億699万6千円減、固定資産税の1億5,036万2千円増などにより合計1億61万6千円増となり、2年連続で過去最高の税収を更新しました。

その他の自主財源としては、財産収入は土地売却収入の1,387万2千円減などにより合計697万79円減、寄附金はふるさと応援寄附金の2億2,752万9千円増、企業版ふるさと応援寄附金の225万7千円増などにより合計2億2,508万3千円増となりました。また、繰入金は財政調整基金繰入金の3億円増、ふるさと応援基金繰入金の2億7,152万6千円増などにより合計5億9,958万8千円増となりました。

依存財源については、地方消費税交付金の1億3,617万5千円増、地方特例交付金等の2億4,615万1千円増、地方交付税の2億864万6千円増となりました。

また、国庫支出金は沖縄振興特定事業推進費市町村補助金の5億9,900万7千円増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の6億3,151万8千円増、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金の皆減(7,477万円)などにより合計11億6,511万円2千円増となり、県支出金は障害者福祉サービス費負担金の1億2,082万円増、子どものための教育・保育給付費県負担金の3,998万1千円増、沖縄振興特別推進交付金(市町村事業分)の1億2,206万3千円増などにより合計1億3,630万千円増となりました。

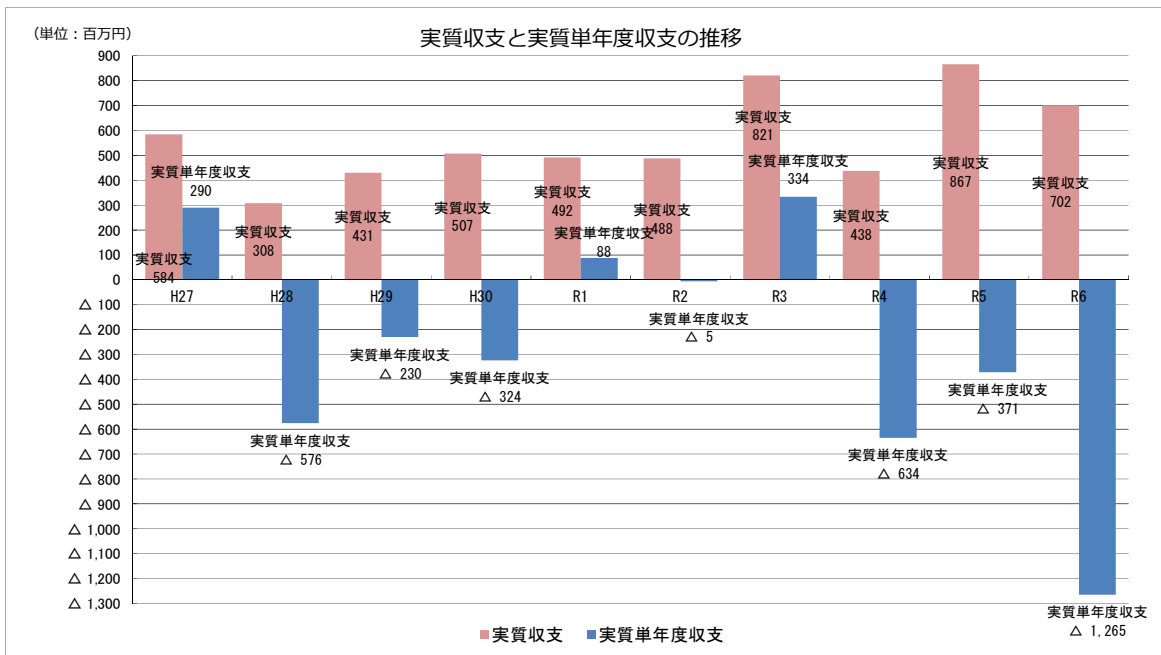
市債は緊急防災・減災事業債の6億1,710万円増、公営住宅整備事業債の2億5,460万円増などにより合計9億9,887万5千円増となりました。



第3節 収支の状況

決算収支について、普通交付税の大幅増による令和3年度を除いて約4億円前後で推移していた実質収支額は、令和5年度に財政調整基金繰入金の増及び公共施設整備基金積立金皆減などにより8億6,701万2千円の過去最大の黒字額となりましたが、令和6年度は歳入の伸びを歳出が上回ったことにより、7億170万4千円の黒字にとどまりました。

また、実質単年度収支は、平成28年度から平成30年度にかけて赤字となりましたが、令和元年度は平成28年度から実施している行政改革の効果などによって黒字に転じ、令和3年度では約3億3千万円の黒字となりました。しかしながら、令和4年度は先述の普通交付税大幅増の反動により6億3,370万円の赤字となり、令和5年度は実質収支の増加により3億7,065万8千円の赤字と改善が見られたものの、令和6年度は12億6,530万8千円の大幅な赤字になりました。



【実質収支】

自治体決算の純剰余（赤字の場合は純損失）であり、次の式で表します。

$$\text{実質収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額} - \text{翌年度繰越財源}$$

【実質単年度収支】

財政調整基金の積立てや取崩しは、黒字や赤字の大きな要因となるため、これらの要因を除いて考えた場合の数値で、次の式で表します。

$$\text{実質単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{市債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

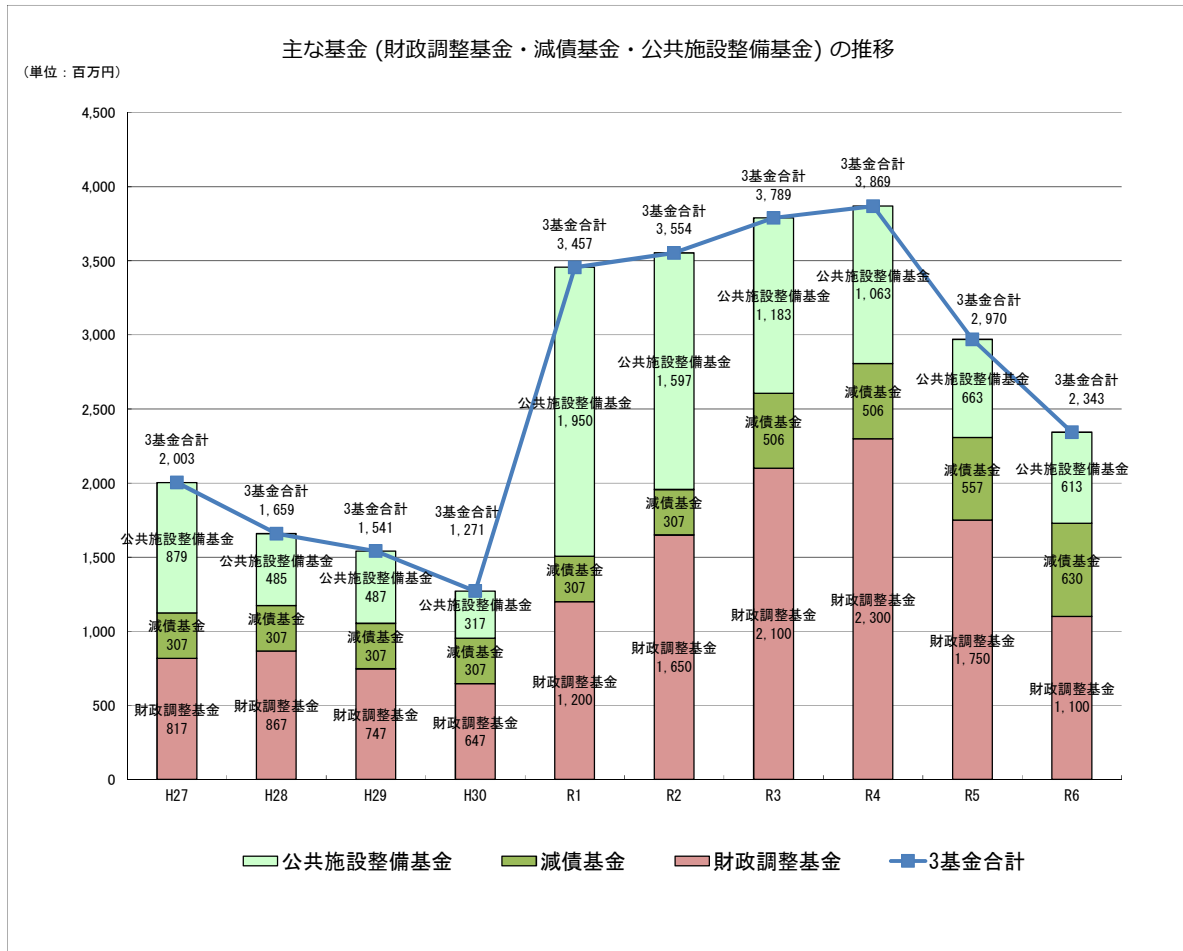
第4節 基金残高の状況

本市では、年度間の財源調整のための基金として財政調整基金を設置しているほか、市債発行や公共施設の整備等に伴う財政需要について、将来世代の負担軽減を図るために、減債基金と公共施設整備基金を設置しています。

このうち、財政調整基金については、市税等の伸びが好調な時期に決算における歳入と歳出の差額などを計画的に基金へ積み立ててきましたが、令和6年度予算編成において歳入歳出の差額を補填するための取り崩しが増加したことにより、令和6年度末の残高は約1億1千万円で対前年度比6億5,000万円減となりました。

また、公共施設整備基金については、令和元年度に土地開発公社からの寄附金を積み立てたことにより大きく増加したものの、その後は施設の維持・更新費用に充当するための取り崩しを行っていることにより、令和6年度末の残高は約6億1,300万円で対前年度比5,000万円減となりました。

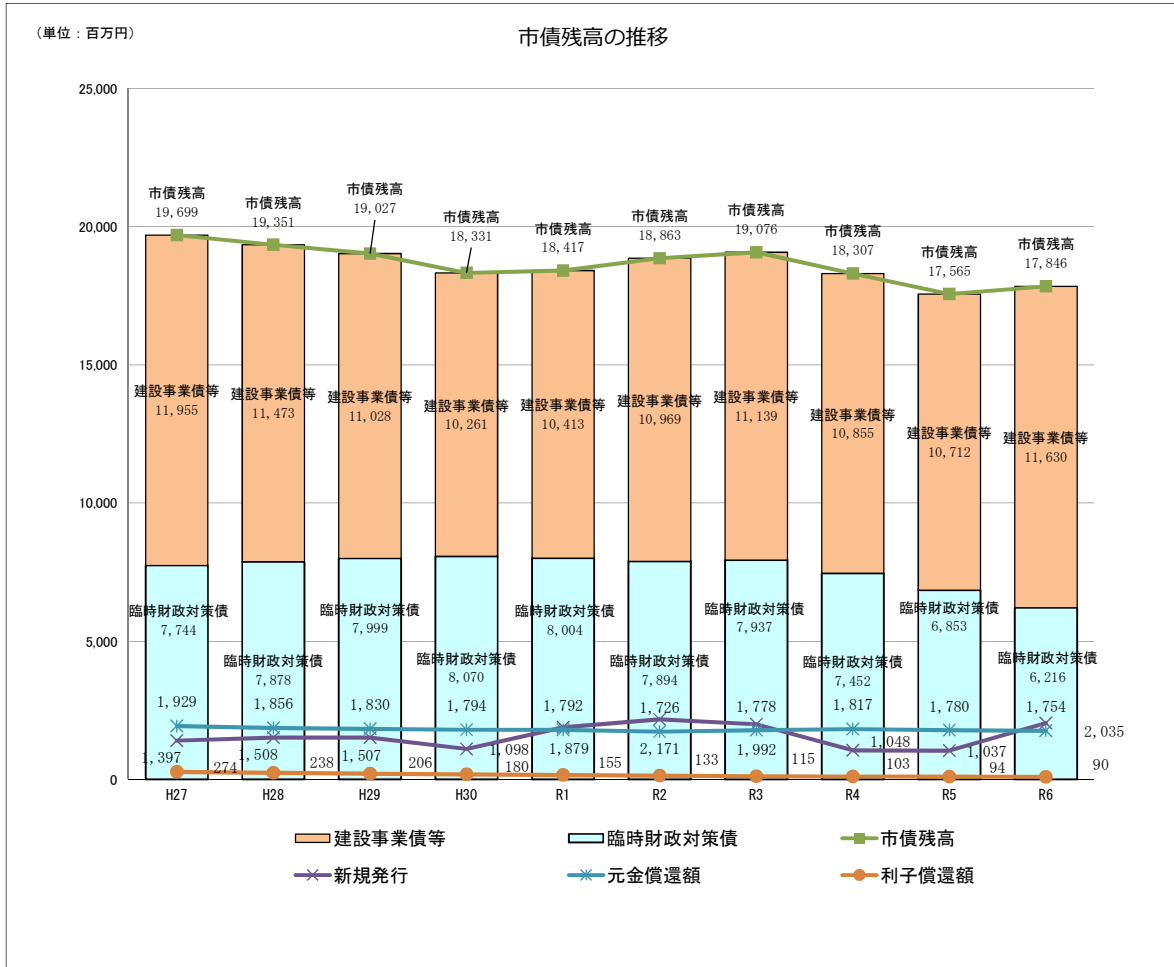
減債基金については、臨時財政対策債償還基金費の財源措置などによる普通交付税を財源として積立を行ったことにより、令和6年度末の残高は約6億3,000万円で対前年度比約7,300万円増となりました。



第5節 市債残高の状況

市債には、公共施設など長期にわたって市民に利用されるものについて、世代間における負担の公平性と財政負担の平準化のために発行する建設事業債等と、地方交付税の振替措置として地方公共団体が発行する臨時財政対策債があります。

市債残高については、建設事業債等の新規発行額が9億9,887万5千円増となったことから、令和6年度末現在高は前年度末現在高と比較して2億8,100万9千円増加し、178億4,559万6千円となりました。



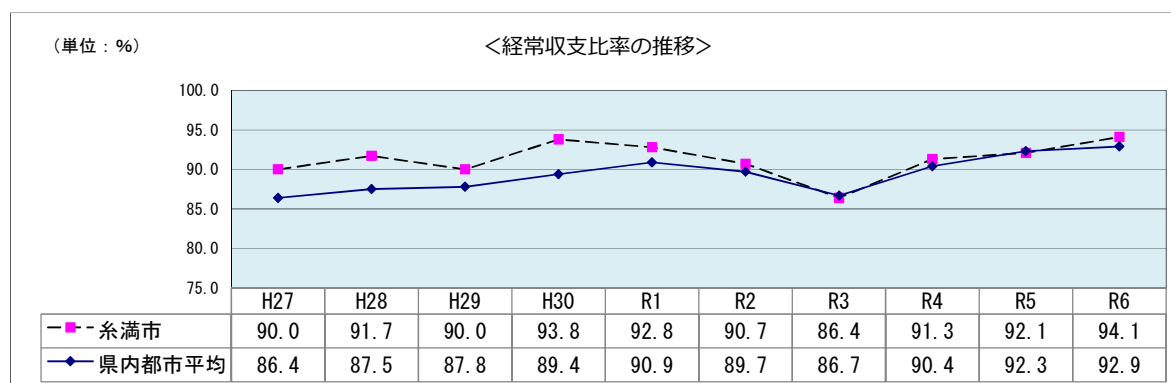
第6節 財政指標の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、市税や地方交付税等の毎年の経常的な歳入に対する人件費や扶助費、公債費等の経常的な歳出の割合を示す数値であり、市の財源構造の弾力性を測定する比率です。

本市では、例年92%前後で推移してきたものの、令和3年度は臨時財政対策債償還経費の財源措置などによる地方交付税の大幅増額、地方消費税交付金及び地方特例交付金の増額などの例外的な要因により86.4%と大きく改善しましたが、令和4年度に例年と同水準の91.3%に戻りました。

令和6年度は会計年度任用職員の人件費を臨時的経費から経常的経費へ分類変更したことや職員給与の増加などにより経常経費（分子）が大幅に増加した一方、経常一般財源（分母）において普通交付税や減収補てん特例交付金等の一部増収が見られたものの臨時財政対策債の減額等の影響もあり伸びが小幅にとどまりました。そのため、経常経費の増加に対して経常一般財源の伸びが追いつかず、経常収支比率は前年度より2.0ポイント上昇し94.1%となりました。

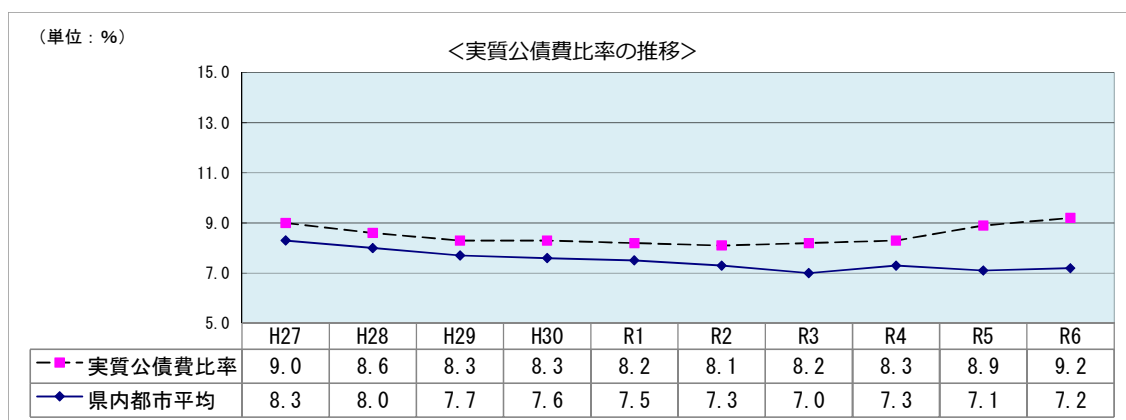


(2) 実質公債費比率

市債返済の負担の重さを表す実質公債費比率は、県内都市平均を上回って推移しており、令和6年度は9.2%で対前年度比0.3ポイント増加し、11市中10位となっております。

健全な財政運営を図るには既往債の繰上償還を実施する必要がありますが、今後収支不足が予想される現状では困難であり、今後とも引き続き投資的事業の抑制や地方債発行の抑制が不可欠となっています。

また、地方債発行についても借入後の元利償還金が地方交付税に算定されるものを選択するなど、十分な検討を行ったうえで借入れを行っていく必要があります。



第1節 財政収支の試算

(1) 試算の留意事項

中期的財政見通しの将来値推計にあたっては、令和8年度当初予算要求を基礎としていますが、個別費目においては令和6年度決算額を参考に令和7年度予算額から令和7年度決算見込額を算出し、その額を基準値として令和8年度から令和12年度までの5年間における収支見通しを試算しました。

なお、個別の推計方法については、以下のとおりとなっています。

(2) 歳入の推計方法

区分	推計方法
市税	現時点で明確になっている税制改正等の影響を勘案し、推計しています。
使用料・手数料	令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。
地方交付税	普通交付税は、基準財政収入額は市税等の推移を踏まえるとともに、基準財政需要額は個別算定経費や公債費等の動向を踏まえて推計しています。特別交付税は、令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。
国庫支出金・県支出金・市債	歳出における扶助費や普通建設事業費などの費目は、財源と連動させて推計しています。
地方譲与税等	令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。
繰入金	令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。ただし、令和9年度以降は、計画期間における各年度の収支不足を明確にするため、主要3基金等からの繰り入れを除いています。
その他収入	令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。

(3) 歳出の推計方法

区分	推計方法	
義務的経費	人件費	令和8年度当初予算内示額を基に、常勤職については退職者数と採用者数を勘案して推計しています。
	扶助費	生活保護費や障害福祉費など主な扶助費については、これまでの増加傾向を踏まえ、令和8年度当初予算内示額に毎年度1%の増を見込んで推計しています。
	公債費	令和7年度までに発行する市債の償還計画に加え、新規の発行分を見込んだ上で償還額を推計しています。
投資的経費	令和8年度から令和12年度における普通建設事業費見込額を積み上げて推計しています。	
その他の経費	物件費は、令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。 維持補修費は、令和7年度決算見込額を基に推計しています。 補助費等は、令和7年度決算見込額を基本とし、各一部事務組合の負担金について毎年度の変動を勘案して推計しています。 その他の経費は、令和8年度当初予算内示額を基に推計しています。	

<中期的歳入歳出の収支試算表（5年推計）>

歳入 (普通会計)	令和7年度	推計 (千円)					備 考 (推計方法等)
	決算見込	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
自主財源	10,987,279	11,300,304	9,759,864	11,833,345	11,755,892	11,632,302	
市税	7,056,161	7,210,401	7,133,304	7,236,340	7,344,055	7,356,329	過去の伸び率から税目ごとに推計。
分担金・負担金	127,275	129,432	129,432	129,432	129,432	129,432	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
使用料・手数料	213,513	230,719	230,719	230,719	230,719	230,719	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
諸収入	190,361	143,811	140,433	140,433	140,433	140,433	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
財産収入	66,410	248,322	63,708	2,034,153	1,848,985	1,713,121	令和8年度は当初予算内示額とし、令和10年度以降は、真栄里地区土地売払収入を計上
寄附金	1,120,250	1,007,243	1,005,003	1,005,003	1,005,003	1,005,003	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
繰越金	299,294	3	3	3	3	3	金額の試算が難しいため、3千円で据え置く(一般会計及び2つの特別会計の合計)。
繰入金	1,914,015	2,330,373	1,057,262	1,057,262	1,057,262	1,057,262	令和9年度以降、令和8年度当初予算内示額から、財調、減債、公共施設整備、企業版ふるさと応援基金からの繰入金を除く。
依存財源	25,256,300	27,503,447	27,741,404	28,554,816	32,091,432	33,251,358	
地方譲与税等(※1)	2,039,565	2,019,661	2,019,661	2,019,661	2,019,661	2,019,661	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
地方特別交付金	52,195	249,881	249,881	249,881	249,881	249,881	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
地方交付税	6,263,788	5,621,014	5,920,234	6,121,014	6,326,495	6,558,895	普通交付税は各年度の歳出計画と地方税等の見込みを基に推計。特別交付税は令和8年度当初予算内示額を据え置く。
国庫支出金	10,338,767	10,928,654	10,548,472	10,438,571	10,749,689	10,752,904	各年度の歳出計画を基に推計。
都道府県支出金	4,840,785	6,111,037	6,933,956	7,618,289	8,972,806	8,176,417	各年度の歳出計画を基に推計。
地方債	1,721,200	2,573,200	2,069,200	2,107,400	3,772,900	5,493,600	各年度の歳出計画を基に推計。
歳入合計 (A)	36,243,579	38,803,751	37,501,268	40,388,161	43,847,324	44,883,660	

歳出 (普通会計)	令和7年度	推計 (千円)					備 考 (推計方法等)
	決算見込	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
義務的経費	20,444,223	21,994,372	22,226,026	22,476,859	22,715,874	22,974,911	
人件費	4,698,314	5,025,185	5,052,322	5,102,571	5,153,573	5,213,582	令和8年度当初予算内示額を基に推計。
扶助費	13,915,972	15,200,256	15,348,469	15,499,209	15,651,469	15,805,266	令和8年度当初予算内示額を基に毎年度の伸び率を1%程度として推計。
公債費	1,829,937	1,768,931	1,825,235	1,875,079	1,910,832	1,956,063	既発の償還予定額に、令和8年度以降の新規発行分を加算。
投資的経費	3,572,027	5,172,442	5,475,205	8,252,275	11,165,172	12,210,228	
普通建設事業	3,572,027	5,143,442	5,446,205	8,223,275	11,136,172	12,181,228	各年度の歳出計画を基に推計。
災害復旧事業	0	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
その他の経費	11,607,641	11,636,937	11,429,536	11,476,544	11,255,595	11,167,700	
物件費	4,386,779	4,256,423	4,480,865	4,547,146	4,507,337	4,411,964	令和8年度当初予算内示額を基に、歳出計画における新規分を計上。
維持補修費	238,406	311,315	243,198	245,508	247,902	250,321	令和9年度以降、令和7年度決算見込額に伸び率1%として推計。
補助費等	2,835,744	3,209,528	2,945,018	2,923,435	2,739,901	2,744,960	令和7年度決算見込額を基に試算。
積立金	1,589,972	1,106,471	1,007,255	1,007,255	1,007,255	1,007,255	令和8年度当初予算内示額から、財調、減債、公共施設整備、企業版ふるさと応援基金への積立額を除く。
繰出金	2,541,557	2,718,530	2,718,530	2,718,530	2,718,530	2,718,530	令和8年度当初予算内示額を据え置く。
諸支出金等その他	15,183	34,670	34,670	34,670	34,670	34,670	令和8年度当初予算内示額を据え置く(貸付金や予備費等を計上)
歳出合計 (B)	35,623,891	38,803,751	39,130,767	42,205,678	45,136,641	46,352,839	

差引合計(A)-(B) = (C)	619,688	0	△ 1,629,499	△ 1,817,517	△ 1,289,317	△ 1,469,179	
翌年度への繰越財源 (D)							繰越事業は見込まない(対象外) こととする。
収支見込み(C)-(D) (E)	619,688	0	△ 1,629,499	△ 1,817,517	△ 1,289,317	△ 1,469,179	
収支差残高(累計)	619,688	0	△ 1,629,499	△ 3,447,016	△ 4,736,333	△ 6,205,512	

※1 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策交付金を含む。

(4) 歳入の見通し

市税は、県内の景気が回復基調で推移していることや固定資産税の増収見込みにより、70億円代前半で推移すると見込んでいます。

分担金・負担金は、基幹水利施設管理事業負担金などにより微増が見込まれるものの概ね横ばいで推移し、使用料・手数料についても、Park-PFI使用料が新たに見込まれるものの概ね横ばいで推移すると試算しています。

財産収入は、令和10年度から12年度において真栄里土地区画整理事業に関する市有地売却収入を見込んでいます。また、利子及び配当金として、令和8年度に有価証券の売却収入を見込んでいます。

繰入金は、令和8年度は財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、企業版ふるさと応援基金からの繰入を計上していますが、令和9年度以降は収支不足を明確にするため、これらの基金からの繰入は計上しておりません。なお、これら基金以外からの繰入については、横ばいで推移すると試算しています。

諸収入及びその他の収入は、概ね横ばいで推移すると試算しています。

地方譲与税等各種交付金は国の制度見直し等を現時点で予測することが困難であることや景気動向等の不確定要素が多いため令和8年度当初予算内示額から横ばいで推移するとしています。

地方交付税は、固定資産税の増収を背景に市税収入の増による基準財政収入額の増加を見込んでいるものの、扶助費や投資的経費の増加に伴う個別算定経費の増額などによる基準財政需要額の伸びがそれを上回ることから増加を見込んでいます。

国庫支出金、県支出金、地方債は、各年度における投資的経費や扶助費等の経費に係る歳出計画を基に試算しています。

(5) 歳出の見通し

義務的経費のうち人件費は、令和5年度から開始された定年延長制度を踏まえつつ、定年退職者と職員採用予定人数を同数として見込んでいます。また、会計年度任用職員の報酬等は令和8年度当初予算内示額から横ばいで推移するとしています。

扶助費は、障害福祉費などの社会保障関係費が増加傾向にあることを考慮して、これまでの伸びを参考に試算しています。

公債費は、既発債の償還予定額に今後計画される公共事業や施設整備等に伴う新発債の分を加味して試算しています。

投資的経費においては、庁舎基幹設備等浸水対策事業、糸満市地域福祉センター整備事業、市営住宅建設事業、高嶺小中学校移転改築事業、給食センター建設整備事業、真栄里土地区画整理事業などの大規模事業が集中して続く見込みです。

物件費は、当初予算内示額に歳出計画に基づく新規事業分を計上し、維持補修費は、物価や賃金の上昇を考慮して、令和7年度決算見込額に1%程度の伸びを見込んでいます。

補助費等は、令和7年度決算見込額を踏まえつつ、一部事務組合に対する負担金については毎年度の変動を勘案しながら、試算しています。

積立金は、ふるさと応援基金と森林環境譲与税基金に積み立てをする以外は、決算剰余金の積み立ても見込まないこととし、主に当該2基金の令和8年度当初予算内示額を基本として試算しています。

(6) 収支の試算

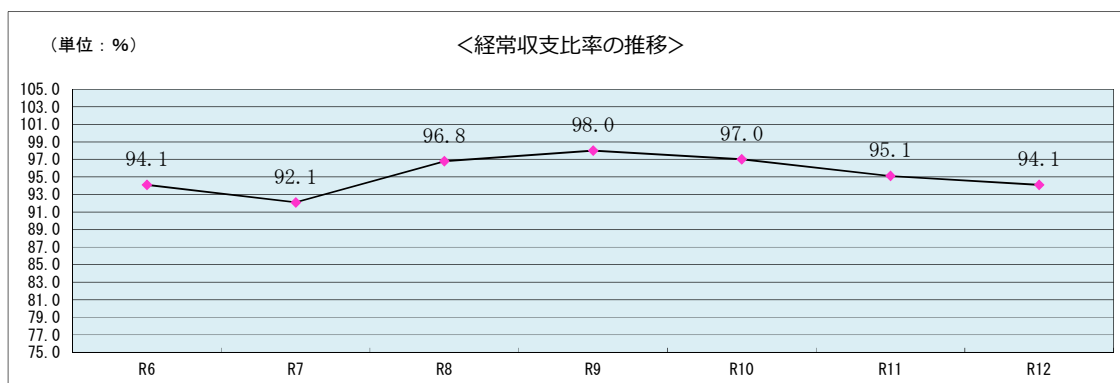
予算編成においては、基本的に、収入の不足分を基金の取崩しにより対応することとなりますが、今後は基金残高の減少や市税をはじめとした自主財源の大きな伸びは期待できない状況にあります。そのような中、扶助費の伸びや高嶺小中学校移転改築事業及び真栄里地域における開発事業などの大規模事業を含む旺盛な行政需要をすべて満たしながら、特段の措置を講じないまま財政運営を行った（繰越金や基金繰入金等の試算を含まない）場合、令和8年度から令和12年度までの5年間における収支不足の合計は62億551万2千円になることが見込まれ、大変厳しい状況になることが予想されます。

第2節 財政指標の試算

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、平成30年度の93.8%をピークに下降傾向にありましたが、令和4年度に上昇に転じました。令和7年度に市税や地方交付税の増額などにより一時的に減少が見込まれるものの、物価、賃金、金利の上昇に伴う経常的な義務的経費の増加などにより令和9年度に98.0%まで上昇し、その後は令和12度にかけて94.1%程度まで緩やかに減少するものと見込んでいます。

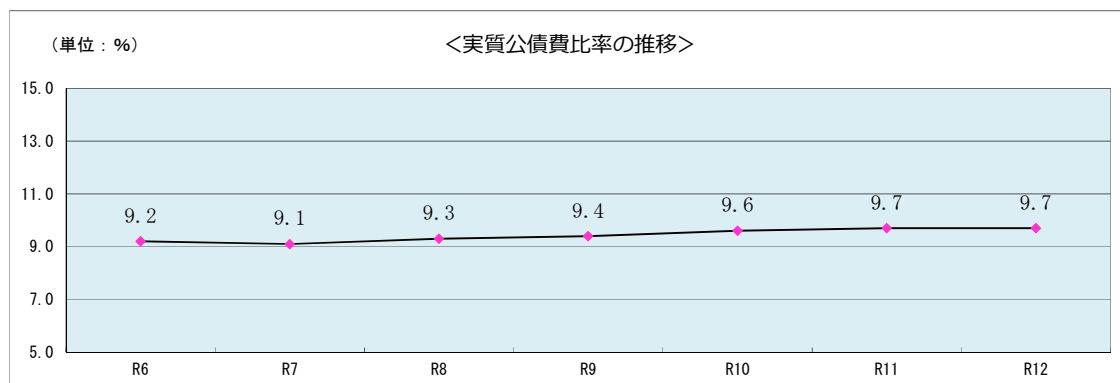
経常収支比率は、社会経済情勢の変動により大きく影響を受けることから、安定した財政運営に必要な財源の確保が必要となります。



(2) 実質公債費比率

公債費及び公債費に準ずるものによる財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、公営企業債の償還の財源に充てるべき一般財源が減少しますが、普通交付税に算入割合が高い公債費が減少していくため、緩やかに増加し10%前後で推移するものと見込んでいます。

健全な財政運営を図るには、今後も計画的な投資的事業の実施や、地方債発行についても借入後の元利償還金が地方交付税に算定されるものを選択するなど、十分な検討を行ったうえで借り入れる必要があります。



第1節 計画的な予算編成による収支改善

令和8年度から令和12年度までの中長期的な収支見通しについては、社会保障関連経費の増大や公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加などにより、先述のとおり極めて厳しい状況にあります。

この厳しい財政状況に対応するため、予算編成においては、年度当初にすべての歳入歳出を的確に見極めて計上する「総計予算主義」を徹底いたします。また、単年度の視点にとどまらず、各事務事業において5か年間の編成計画を策定し、事業の進捗状況や優先順位を明確化することで、限られた財源を計画的に配分し、中期的な収支不足の縮減に努めてまいります。

そのためには、個々の事業に対する厳格な効果検証を行い、事務事業の再点検を通じた歳出の見直しや経費の縮減を図り、行財政運営の効率化を極限まで追求します。新たな行政需要や喫緊の課題に対しては、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点を堅持し、既存事業の不断の見直しによって生み出した財源を有効に活用するなど、本市の財政規模に見合った予算編成を強力に推進します。

第2節 行政経営推進による財政健全化方策

(1) 行政経営への転換と財政健全化について

「糸満市行政経営プラン」は、これまでの「行政改革」の枠組みをさらに進化させ、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）を最大限に活用してこれまで以上に「質」を高める「行政経営」への転換を目指すものです。

本市を取り巻く急激な人口減少や少子高齢化、さらにはDXの進展といった社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、持続可能な行政経営を実現することを目的としています。

財政健全化方策を検討するにあたっては、本プランが掲げる基本方針との整合性を緊密に図りながら、各施策を計画的に推進してまいります。

(2) 行政経営プランの基本方針

本プランでは、以下の4つの基本方針を柱として、健全な財政基盤の確立と質の高い行政経営の両立を図ります。

1. 組織・人材の質を高める（ヒト・時間）
2. 公有財産の管理・運用の質を高める（モノ）
3. 財政運営の質を高める（カネ）
4. 情報発信・活用の質を高める（情報）

(3) 収支改善に向けた具体的取組（アクションプラン）

以下の項目を重点的に実施することで、財政の健全性を維持・向上させます。

1. 事務事業の不断の見直しと再点検

KPI（重要業績評価指標）を用いた客観的な評価を実施します。事業の成果や必要性を厳格に検証し、効果が低い事業や役割を終えた事業については、廃止・統合・縮小を果敢に実施することで、歳出の抑制と行政運営の効率化を図ります。

2. 受益者負担の適正化と公平性の確保

社会情勢や近隣自治体の状況を踏まえ、手数料や使用料の水準を不断に見直します。受益と負担の適正なバランスを保つことで、市民負担の公平性を確保するとともに、貴重な自主財源の確保に努めます。

3. 未利用資産の活用と多角的な財源確保

未利用市有地の売却や貸付けを促進し、資産の有効活用を図ります。あわせて、ネーミングライツやふるさと納税の戦略的な推進など、行政経営の視点から多角的な手法を用いて自主財源の最大化を図り、安定した財政基盤を構築します。

第3節 財政計画の展望

今後の財政運営においては、これまでに述べた「行政経営」の取組を全庁的に加速させることで、収支の均衡を維持しつつ、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供できる経営基盤を構築しなければなりません。具体的には、以下の3つの観点から持続可能な財政運営を展望します。

1. 基金の戦略的・計画的な管理運用

不測の事態や急激な財政需要に柔軟に対応できるよう、「財政調整基金」の適正残高を確保します。決算剰余金や資産売却収入を計画的に積み立てる一方、財政計画に基づいた適切な取り崩しを行うことで、年度間の財源不均衡を調整します。

2. 公共施設マネジメントと将来負担の平準化

公共施設の更新時期の集中に備え、「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設保有量の適正化や長寿命化、官民連携（PPP/PFI）等の公共施設マネジメントを推進し、費用の抑制と平準化を図ります。

あわせて、「減債基金」等の特定目的基金を長期的な視点で積み立てます。将来の大規模改修や建て替えに備えることで、特定の世代への過度な負担集中を避け、次世代に負担を先送りしない財政運営を推進します。

3. 財政指標の改善と弾力性の回復

「歳入の確保」と「歳出の抑制」を徹底し、実質公債費比率や経常収支比率といった主要指標の改善を図ります。これにより、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる財政の弾力性を回復させます。

第1節 将来の財政基盤づくり

(1) 財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の管理計画

財政健全化方策による収支改善に加え、将来にわたり持続可能な財政運営のために、基金運用の管理計画を定めました。

財政調整基金については、標準財政規模（令和6年度決算では、約141億円）の10%から20%が適正とされていることから、本市においては12%（約16.9億円）から15%（約21.2億円）の範囲を維持することを目指し、決算剰余金の1/2以上を積み立て、予算編成及び執行に伴う取り崩し分を差し引いて毎年度約2億円、令和12年度までに約8億円を積み増し、安定的な財政運営に取り組むよう計画します。

減債基金については、公債費の償還財源確保を図るため、歳入総額から歳出総額を差し引いた剰余金を毎年度約5,000万円、令和12年度までに約2億円の積み立てを計画します。

公共施設整備基金については、普通財産の売却に係る収入または剰余金を活用し、今後の公共施設の整備、更新等に備え、必要な財源確保のため積み立てを計画します。

＜基金の管理運用計画＞

(単位：千円)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財政調整基金	積立	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	取崩	△ 440,100	△ 200,000	△ 200,000	△ 200,000	△ 200,000
	年度末残高	1,168,971	1,368,971	1,568,971	1,768,971	1,968,971

(単位：千円)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
減債基金	積立	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	取崩	△ 300,000	0	0	0	0
	年度末残高	427,504	477,504	527,504	577,504	627,504

(単位：千円)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
公共施設整備基金	積立	100,000	100,000	370,000	370,000	370,000
	取崩	△ 400,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000
	年度末残高	162,929	162,929	432,929	702,929	972,929

第2節 計画の実現に向けて

今後の財政運営の健全性を確保するため、財政健全化の中核として位置付けている「糸満市行政経営プラン」を推進していくためには、その効果的な進捗管理（PDCAサイクル）の徹底が最も重要であります。

本プランに掲げた方策は、従来の「行政改革」の枠組みをさらに進化させ、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用して最大の成果を生み出す「行政経営」の視点に基づき策定されています。これらの項目を不断に点検し、着実かつ確実に実行していくことで、中長期的な収支不足を改善し、将来にわたって自主的・自立的な財政運営を維持することが可能となります。

そのためには、職員一人ひとりが市の財政状況や地域課題を「経営的視点」で正しく理解し、業務遂行にあたっては、デジタル技術（DX）の活用による効率化や、既存の枠組みにとらわれない事務事業の再構築が求められます。財政健全化のための方策を常に意識し、自律的に業務を改善し続ける組織文化を醸成することで、より強固な行財政基盤が構築されます。

行政は、市民の負託に応え、質の高いサービスを提供し続ける責任があります。多様化するニーズに対応するためには、行政のみが担い手となるのではなく、市民や民間事業者との「共創（協働）」を深めるとともに、受益に応じた負担の適正化を図ることも不可欠です。個々の事業コストを明確に把握し、サービス水準に見合った適正な市民負担について不断の検討を行うことで、公平性の高い行政運営を追求します。

最後に、持続可能な財政運営を最終目標としつつ、市民ニーズに即した行政需要への柔軟な対応と、中期的な財政収支の均衡を同時に達成するためには、市全体が一丸となり、戦略的な「行政経営」に邁進する必要があることを改めて申し添えます。

1 予算関係

区分	説明
一般会計	市の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計です。
特別会計	特定の事業を行うため、一般会計と区別して経理するための会計をいいます。本市では、「人材育成事業」、「国民健康保険事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」、「真栄里地区物流団地開発等」及び「真栄里土地区画整理事業」の8つの特別会計があります。
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を合算したものです。本市の場合、一般会計、人材育成事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計を合算しています。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。
減債基金	市債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。
公共施設整備基金	公共施設の整備を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金です。
自主財源	市が自主的に収入できる財源です。（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など）
依存財源	国や県の基準に基づいて、交付されたり割り当てられたりする、市独自で収入額を決められない財源です。（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など）

2 歳入関係

区分	説明
市税	市民や市内に事業所などをもつ法人などに納めていただく税金です。（市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税など）
譲与税	国税として徴収し、そのまま市に対して譲与する税をいいます。（自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税）
地方交付税	どの市町村でも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった一定割合を市の財政規模などに応じて国が交付する税をいいます。
国庫支出金	国と市が共同で行う事業などについて、定められた経費負担の区分に基づき、国が市に対して負担金、委託費、補助金などを支出するものです。
県支出金	県が市に対して支出するものです。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。
市債	道路、学校などの社会資本の整備に多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金をいいます。

3 歳出関係

区分	説明
人件費	市職員の給与や退職金、議員や委員の報酬、会計年度任用職員の給与および報酬などの経費です。
物件費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などがあります。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づき、児童・高齢者・生活困窮者などを援助するために支出される経費や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補助費等	市から各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費です。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの新增設等の建設事業に要する経費です。
繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。
公債費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。

4 財政指標

区分	説明
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額です。
実質収支	歳入決算総額と歳出決算総額の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額など）を除いた額です。
実質単年度収支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれています。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支といいます。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出する経費に、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることになり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表しています。市で80%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金の返済額（公営事業会計や一部事務組合等含む）が標準財政規模に占める割合を示しており、自治体の実質的な借金返済負担の重さを表す指標です。

